

低炭素建築物認定申請の 手引き（令和 7 年 4 月）

江戸川区都市開発部建築指導課

表紙、目次	1
1 低炭素建築物認定とは	2-4
2 申請書類	5-7
3 費用	8
4 申請方法の選択、流れ	9-10
5 関連資料（添付）	11-110
6 関連資料（リンク）	111
裏紙	112

1 低炭素建築物認定とは

1 - 1 エコまち法とは

エコまち法（都市の低炭素化の促進に関する法律）は、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置等を講ずることにより都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。

江戸川区では、この法律に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定などの業務を行っています。

1 - 2 低炭素建築物認定とは

平成 24 年 12月4日にエコまち法が施行されました。本法律第 53 条及び第 55 条により、市街化区域等において、低炭素化のための建築物の新築等をしようとする建築主は、低炭素建築物新築等計画を作成し、江戸川区に認定申請できることとなりました。

低炭素建築物とは、都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する、市街化区域内に建築する、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物のことをいいます。

なお、延べ面積が 1 万平方メートルを超える場合は東京都が受付及び認定通知書を交付します。窓口は、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課です。

1 - 3 認定基準

省エネルギー基準を超える省エネルギー性能を持つこと、かつ低炭素化に資する措置を講じていること

都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針に照らし合わせて適切であること

資金計画が適切なものであること

認定の対象は市街化区域内であることが定められています。(法第 53 条)

認定できない区域(緑地の整備済み、事業中とその他、生産緑地)があるため、事前に申請地の敷地条件を確認してください。

1 - 4 認定のメリット

低炭素建築物新築等計画に基づき認定を受けた場合、以下の特例が受けられます。

認定を受けた建築主は、所得税と登録免許税について優遇されます。

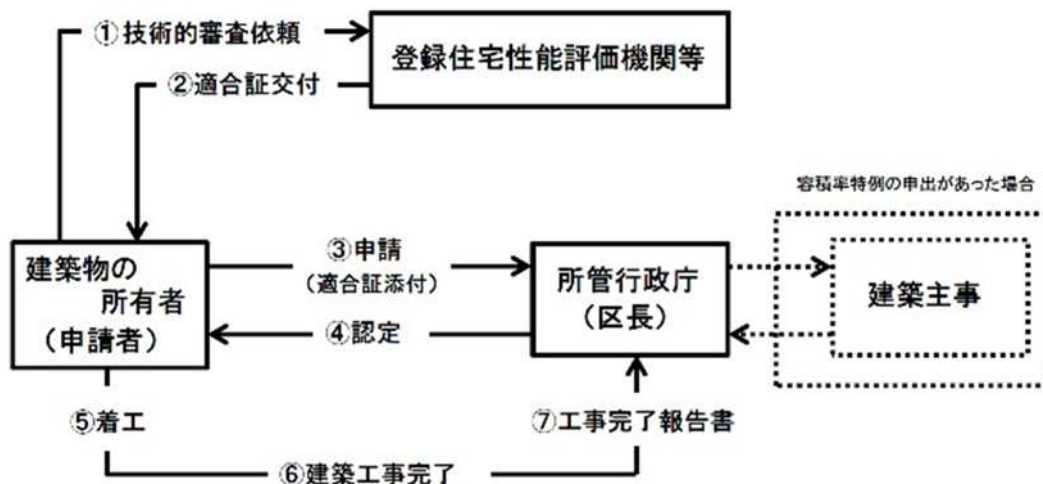
認定を受けた低炭素建築物の容積率を算定する場合で、低炭素建築物の延べ面積の 1/20 を限度として、低炭素化に資する設備(蓄電池、蓄熱槽の設置等)を設ける部分(原則、壁で囲われた専用室)の床面積を算入しないことができます。

なお、容積率の特例を利用する場合には必ず事前相談を行ってください。また、容積率不算入措置を受ける場合は、確認済証交付の前に認定手続きが完了している必要があります。

1 - 5 標準的な認定申請の流れ

低炭素建築物の認定を申請するときは、低炭素建築物新築等計画を作成し、登録住宅性能評価機関等において技術的審査を行い適合証の交付を受け、それを添付して区に申請してください。

また、認定の中で容積緩和の特例を受ける場合は、確認済証交付前に認定を受ける必要があります。



技術的審査を行う機関については関連資料（リンク）をご参照ください。

関連資料

[資料 01] 江戸川区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

[資料 02] 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 抜粋

[資料 03] リーフレット サンプル

[リンク 001] リーフレット サンプル PDF (国土交通省)

[リンク 002] 低炭素建築物認定制度関連情報 Web (国土交通省)

[リンク 003] 登録住宅性能評価機関一覧 Web (住宅性能評価・表示協会)

2 申請書類

2 - 1 認定申請

低炭素建築物新築等計画認定申請書（様式第 5、法第 41 条関係）

委任状

適合証

法規則第 41 条に規定する図書

手数料額計算書（都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による申請）（第 1 号様式、区細則第 5 条関係）

書類提出の際は、 から の順で整理します。

窓口申請は正副各一部。

2 - 2 変更認定申請

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書（様式第 7、法第 45 条関係）

委任状

適合証

確認済証（建築確認において計画変更となる場合）

法規則第 41 条に規定する図書（変更部分に限る）

手数料額計算書（都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定による申請）（第 2 号様式、区細則第 5 条関係）

書類提出の際は、 から の順で整理します。

窓口申請は正副各一部。

2 - 3 認定申請の取下げ

取下げ届（第 4 号様式、区細則第 8 条関係）

委任状

書類提出の際は、 から の順で整理します。

窓口申請は正副各一部。

2 - 4 状況報告（軽微な変更）

新築等状況報告書（第 7 号様式、区細則第 10 条関係）

委任状

状況報告に係る書類等

当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に要した図書（変更部分に限る）

確認済証（建築確認において計画変更となる場合）

書類提出の際は、 から の順で整理します。

変更箇所がわかるように書類作成します。

2 - 5 取りやめ

建築取りやめ届（第 8 号様式、区細則第 11 条関係）

委任状

認定通知書（及び変更認定通知書）

書類提出の際は、 から の順で整理します。

窓口申請は正副各一部。

2 - 6 工事完了報告

工事完了報告書（第 9 号様式、区細則第 12 関係）

または、工事完了報告書（第 10 号様式、区細則第 12 関係）

[1]

委任状

工事管理報告書

検査済証

設計内容証明書内におけるその他の基準の再生可能エネルギー利用設備と選択項目について確認できる現場写真等書類提出の際は、 から の順で整理します。

1：9号は建築士による、10号は施行者による実施報告書

2 - 7 軽微変更該当証明書

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の規定による軽微変更該当証明書（第12号様式、区細則第14条関係）

委任状

法規則第41条に規定する図書（変更部分に限る）

当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に要した図書（変更部分に限る）

書類提出の際は、 から の順で整理します。

変更箇所がわかるように書類作成します。

窓口申請は正副各一部。

関連資料

[資料 04] 申請様式集

3 費用

区事務手数料が設定されている（有料）申請で取得できる通知書は、次のとおりです。

手数料の詳細は資料を参照ください。

基準に適合しない申請は、不認定通知することになります。その申請の支払済区事務手数料は、払い戻しできません。申請の事前から留意ください。なお、申請者の都合により申請を取下げ又は建築取りやめすることもできますが、同様に手数料の払い戻しはできません。

3 - 1 認定申請

低炭素建築物新築等計画認定申請書（様式第 5 ）

- 低炭素建築物新築等計画認定通知書（様式第 6 ）
- 不認定通知書（第 6 号様式）

3 - 2 変更認定申請

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書（様式第 7 ）

- 低炭素建築物新築等計画変更認定通知書（様式第 8 ）
- 不認定通知書（第 6 号様式）

関連資料

[資料 05] 通知様式集

[資料 06] 手数料表

4 申請方法の選択、流れ

4 - 1 区事務手数料設定（有料）の申請

通知書類の取得には申請が必要です。

申請方法は、オンライン申請または窓口申請を選択します。

通知書類の受取方法も選択してください。

詳細や各種申請手続の流れは関連資料を参照ください。

推奨する申請手続の概要は次のとおりです。

申請者

- ▼ 申請書類を作成
事務手数料、通知書類受取用郵送資材を準備
区役所訪問

江戸川区

- ▼ 申請受付、事務手数料受領、郵送用資材受取
申請書類の審査
通知書類施行、申請者に郵送

申請者

- ▼ 通知書類受取

4 - 2 区事務手数料なし（無料）の申請

上記同様に申請方法を選択してください。

詳細や各種申請手続の流れは関連資料を参照ください。

推奨する申請手続の概要は次のとおりです。

申請者

- ▼ 申請書類を作成

オンライン申請フォームで区に送信

江戸川区

- ▼ 申請受信
申請書類の審査

4 - 3 区事務手数料なし（無料（通知書あり））の申請

上記同様に申請方法を選択してください。

詳細や各種申請手続の流れは関連資料を参照ください。

推奨する申請手続の概要は次のとおりです。

申請者

- ▼ 申請書類を作成
通知書類受取用郵送資材を準備
区役所訪問

江戸川区

- ▼ 申請受付、郵送用資材受取
申請書類の審査
通知書類施行、申請者に郵送

申請者

- ▼ 通知書類受取

関連資料

[資料 07] 申請手続の流れ集

[資料 08] オンライン申請フォーム集

[資料 09] 江戸川区役所第3庁舎1階窓口 建築指導課

5 関連資料

[illegible]

[資料 01] 江戸川区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

江戸川区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成二十五年三月二十九日規則第三十九号

〔注〕平成29年3月から改正経過を注記した。

（趣旨）

第一条 この細則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この細則において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（敷地が他の行政庁にまたがる場合の認定申請）

第三条 法第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）又は法第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をしようとする者は、当該認定を必要とする建築物の敷地が江戸川区及び江戸川区以外の区域にまたがる場合は、その敷地の所管面積が最大の所管行政庁の認定を受けなければならない。

（適合性確認機関）

第四条 認定申請又は変更認定申請をしようとする者は、当該申請をする前に、当該申請が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかについて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の登録住宅性能評価機関（以下「適合性確認機関」と総称する。）の審査を受けることができる。ただし、人の居住以外の用途に供する部分を含む建築物に係る低炭素建築物新築等計画については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の審査のみを受けることができる。

2 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）別表第二都市開発部（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づく審査の事務に限る。）の表一の部（一）の款の江戸川区長（以下「区長」という。）が指定する者は、前項の適合性確認機関とする。

一部改正〔平成二九年規則一三号・令和六年四一号〕

（認定申請書に添付する図書及び調書）

第五条 省令第四十一条第一項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合することを示す書類（適合性確認機関が作成したものに限る。）を有する場合には、当該書類
- 二 前号に掲げるもののほか、低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合することが確認できる図書で、区長が必要と認める図書
- 三 手数料額計算書（認定申請にあっては、手数料額計算書（都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定による申請）（第一号様式）による。変更認定申請の場合は、手数料額計算書（都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定による申請）（第二号様式）による。）

2 省令第四十一条第三項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第二号の図書を添付する場合において、省令第四十一条第一項に掲げる図書のうち区長が不要と認める図書とする。

（建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定）

第六条 区長は、法第五十四条第二項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合で、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第五項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する部分が含まれているときは、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

（計画の通知）

第七条 法第五十四条第三項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（第三号様式）によるものとし、区長は、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書を添えて当該通知を建築主事に行うものとする。

（認定申請の取下げ）

第八条 認定申請又は変更認定申請をした者は、区長が認定又は変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第四号様式）の正本及び副本により区長に届け出なければならない。

2 区長は、前条の通知を行った後で前項の規定による届出があったときは、取下げ通知書（第五号様式）により建築主事に通知しなければならない。

3 第一項の取下げ届の副本は、当該届出をした者に返還するものとする。

（不認定通知）

第九条 区長は、認定申請に係る計画又は変更認定申請に係る計画が法第五十四条第一項に掲げる基準に適合しない場合、建築主事から同条第四項の規定において準用する建築基準法第十八条第十二項の規定による通知を受けた場合（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）又は当該申請の手續が省令又はこの細則に違反していると認める場合は、当該申請に係る計画を認定しないものとし、不認定通知書（第六号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（新築等の状況の報告）

第十条 認定建築主は、法第五十六条の規定により、法第五十四条第一項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（法第五十五条第一項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。）に基づく低炭素化のための建築物の新築等の状況について報告を求められた場合は、新築等状況報告書（第七号様式）に、報告内容を説明するための図書を添えて、区長に報告するものとする。

（建築を取りやめる旨の届出）

第十一条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめるときは、建築取りやめ届（第八号様式）の正本及び副本に、低炭素建築物新築等計画認定通知書（変更認定を受けた者にあつては、低炭素建築物新築等計画認定通知書及び低炭素建築物新築等計画変更認定通知書）を添えて、区長に届け出なければならない。

2 前項の建築取りやめ届の副本は、当該届出をした認定建築主に返還するものとする。

（工事の完了の報告）

第十二条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したときは、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書面により区長に報告するものとする。

一 計画に従って建築工事が行われたことを建築士が確認した場合 工事完了報告書（第九号様式）及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十五の規定による当該建築物の工事監理報告書の写し

二 前号に掲げる場合以外の場合 工事完了報告書（第十号様式）及び当該建築物の建築工事を施工した施工者による発注者への工事完了報告書の写しその他これに類するもの

（認定の取消しの通知）

第十三条 区長は、法第五十八条の規定による取消しを行った場合は、認定取消通知書（第十一号様式）により認定建築主に通知するものとする。

（軽微な変更に関する証明申請書）

第十四条 省令第四十六条の二の規定により、その計画の変更が省令第四十四条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（第十二号様式）の正本及び副本に、それぞれ省令第四十一条第一項に規定する図書のうち変更に係るものその他必要な図書を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請について軽微な変更該当していることを証するときは、軽微変更該当証明書（第十三号様式）に同項の申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

追加〔平成二九年規則一三号〕

付 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

付 則（平成二八年三月二五日規則第三〇号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

付 則（平成二九年三月二九日規則第一三号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の江戸川区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第四条第一項の登録建築物調査機関による審査を受けた低炭素建築物新築等計画は、この規則による改正後の江戸川区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第四条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた低炭素建築物新築等計画とみなす。

付 則（令和四年三月一五日規則第一一号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江戸川区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和五年三月三〇日規則第七号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の江戸川区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第一号様式及び第二号様式の規定は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国

土交通省令第六十八号) 附則第二項から第四項までの規定によりなお従前の例によることとされる認定の申請(変更の認定の申請を含む。)については、なおその効力を有する。

付 則(令和六年三月二九日規則第四一号)

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

様式(省略)

[資料 02] 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 抜粋

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則

発令 平成24年12月3日号外国土交通省令第86号

最終改正：令和6年12月27日号外国土交通省令第111号

改正内容：令和6年12月27日号外国土交通省令第111号[令和6年12月27日]

○都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則

〔平成二十四年十二月三日号外国土交通省令第八十六号〕

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置

第一節 低炭素まちづくり計画の作成（第二条）

第二節 集約都市開発事業等（第三条—第十五条）

第三節 共通乗車船券等

第一款 共通乗車船券（第十六条）

第二款 鉄道利便増進事業（第十七条—第十九条）

第三款 軌道利便増進事業（第二十条—第二十八条）

第四款 道路運送利便増進事業（第二十九条—第三十三条）

第四節 貨物運送共同化事業（第三十四条—第三十六条）

第五節 樹木等管理協定（第三十七条—第三十九条）

第六節 港湾隣接地域内の工事等の許可の特例（第四十条）

第三章 低炭素建築物の普及の促進のための措置（第四十一条—第四十六条）

第四章 雑則（第四十七条・第四十八条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置

第一節 低炭素まちづくり計画の作成

（港湾隣接地域に設けられる非化石エネルギー利用施設等）

第二条 法第七条第三項第五号ハの国土交通省令で定める非化石エネルギー利用施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 太陽光を電気に変換する設備
- 二 風力を電気に変換する設備
- 三 蓄電池設備

四 船舶のための給電施設

五 化石燃料を効率的に利用する荷役機械

六 前各号に掲げるもののほか、港湾における化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設

(省略)

第三章 低炭素建築物の普及の促進のための措置

(低炭素建築物新築等計画の認定の申請)

第四十一条 法第五十三条第一項の規定により低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。)を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

	図書の種類	明示すべき事項
(い)	設計内容説明書	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		空気調和設備等及び空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備(以下この表において「低炭素化設備」という。)の位置
		建築物の緑化その他の建築物の低炭素化のための措置(以下この表において「低炭素化措置」という。)
	仕様書(仕上げ表を含む。)	部材の種別及び寸法
		低炭素化設備の種別
		低炭素化措置の内容
	各階平面図	縮尺及び方位
		間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
		壁の位置及び種類
		開口部の位置及び構造
		低炭素化設備の位置
		低炭素化措置

	床面積求積図		床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表		用途別の床面積
	立面図		縮尺
			外壁及び開口部の位置
			低炭素化設備の位置
			低炭素化措置
	断面図又は矩計図		縮尺
			建築物の高さ
			外壁及び屋根の構造
			軒の高さ並びに軒及びひさしの出
			小屋裏の構造
			各階の天井の高さ及び構造
			床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
	各部詳細図		縮尺
			外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
	各種計算書		建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
	低炭素化措置が法第五十四条第一項第一号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することの確認に必要な書類		低炭素化措置の法第五十四条第一項第一号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準への適合性審査に必要な事項
(ろ)	機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
		空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
		照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
		給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数
			太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
			節湯器具の種別及び数
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、仕様及び数
	仕様書	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
	系統図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先

		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
		給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先
	各階平面図	空気調和設備	縮尺
			空気調和設備の有効範囲
			熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
		空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺
			給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
		照明設備	縮尺
			照明設備の位置
		給湯設備	縮尺
			給湯設備の位置
			配管に講じた保温のための措置
			節湯器具の位置
		昇降機	縮尺
			位置
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	縮尺
			位置
	制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
		照明設備	照明設備の制御方法
		給湯設備	給湯設備の制御方法
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の制御方法
(は)	機器表	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法

			太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
			節湯器具の種別、位置及び数
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

2 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

（低炭素建築物新築等計画の記載事項）

第四十二条 法第五十三条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

（低炭素建築物新築等計画の認定の通知）

第四十三条 所管行政庁は、法第五十四条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨（同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第六による通知書に第四十一条第一項の申請書の副本（法第五十四条第五項の場合においては、第四十一条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（低炭素建築物新築等計画の軽微な変更）

第四十四条 法第五十五条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更

二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を向上させる変更
その他の変更後も認定に係る低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請）

第四十五条 法第五十五条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第七による申請書の正本及び副本に、それぞれ第四十一条第一項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、同項の表中「法第五十四条第一項第一号」とあるのは、「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号」とする。

（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の通知）

第四十六条 第四十三条の規定は、法第五十五条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第四十三条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する

法第五十四条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第四項」と、同条第二項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第八」と、「法第五十四条第五項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第五項」と読み替えるものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第四十六条の二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第四十四条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

（磁気ディスクによる手続）

第四十六条の三 別記様式第五又は別記様式第七による申請書並びにその添付図書のうち所管行政庁が認める図書及び書類については、当該図書及び書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該図書及び書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであって、所管行政庁が定めるものによることができる。

第四章 雑則

（権限の委任）

第四十七条 法第三章第三節第一款から第四款まで及び第三十三条に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長（同条に規定する権限については、運輸監理部長を含む。次条第一項において同じ。）に委任する。

一 法第二十三条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による認定及び同条第八項の規定による認定の取消しに係るもの（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。）若しくは同法第十六条第一項の規定による認可又は同条第三項の規定による届出（同令第七十一条第一項第七号に掲げるものを除く。）に係る鉄道利便増進実施計画に係るものに限る。）

二 法第二十六条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による認定及び同条第九項の規定による認定の取消しに係るもの（軌道法第三条の規定による特許又は同法第十一条第一項の規定による認可に係る軌道利便増進実施計画に係るものに限る。）

2 法第三十一条及び第三十七条に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（同条に規定する権限については、運輸監理部長を含む。）も行うことができる。

（書類の提出）

第四十八条 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局長（当該事案が二以上の地方運輸局長の管轄区域（当該事案が貨物運送共同化事業に係るものである場合の近畿運輸局長の管轄区域にあっては、神戸運輸監理部長の管轄区域を除く。）にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局長。以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出しなければならない。

2 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書は、所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であって道路運送利便増進事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該事案が運輸監理部長

と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長）を経由して提出しなければならない。

- 4 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であって貨物運送共同化事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸支局長（当該事案が二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸支局長）を経由して提出することができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第二条 国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第三条 地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年九月三〇日国土交通省令第八五号〕

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請書の様式については、この省令による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成二八年一月三〇日国土交通省令第八〇号〕

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律〔平成二七年七月法律第五三号〕の一部の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。〔後略〕

附 則〔令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号〕

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三三号〕の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則〔令和二年一月二三日国土交通省令第九八号〕

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和三年八月三一日国土交通省令第五三号抄〕

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則〔令和四年九月一六日国土交通省令第六八号〕

（施行期日）

- 1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現に都市の低炭素化の促進に関する法律(以下「法」という。)第十条第一項及び第五十四条第一項の認定を受けている集約都市開発事業計画及び低炭素建築物新築等計画の法第十一条第一項及び第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、この省令による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)別記様式第三及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にされている法第九条第一項及び第五十三条第一項の規定による認定の申請(法第十一条第一項及び第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。次項において同じ。)に係る申請書の様式については、新規則別記様式第一、別記様式第三、別記様式第五及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この省令の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる法第九条第一項及び第五十三条第一項の規定による認定の申請に基づき法第十条第一項及び第五十四条第一項の認定を受ける集約都市開発事業計画及び低炭素建築物新築等計画の法第十一条第一項及び第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、新規則別記様式第三及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔令和四年十一月七日国土交通省令第七九号〕

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にされている都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定による認定の申請に係る申請書の様式については、この省令による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔令和五年九月二二日国土交通省令第七三号抄〕

(施行期日)

- 1 この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律〔令和五年四月法律第一八号〕の施行の日(令和五年十月一日)から施行する。

附 則〔令和五年九月二五日国土交通省令第七五号〕

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律〔令和四年六月法律第六九号〕附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則〔令和六年三月八日国土交通省令第一八号〕

(施行期日)

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和五年六月法律第五八号〕附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第一条、第二条又は第五条から第八条までの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

- 2 〔略〕

附 則〔令和六年六月二八日国土交通省令第六八号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律〔令和四年六月法律第六九号〕（附則第五条第三項において「改正法」という。）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕第九条の規定〔中略〕 公布の日
- 二 〔略〕

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この省令の施行の際現にある第九条及び第十条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和六年一〇月二五日国土交通省令第九二号抄〕

(施行期日)

- 1 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和六年六月法律第五三号〕附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

附 則〔令和六年一二月二七日国土交通省令第一一一号〕

(施行期日)

- 1 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 3 この省令の施行の日前に交付されたこの省令による改正前のそれぞれの省令に規定する様式による書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令に規定する様式によるものとみなす。

別表第一（第十八条及び第十九条関係）

(省略)

別表第二（第二十一条及び第二十二条関係）

(省略)

別表第三（第三十条及び第三十一条関係）

(省略)

別表第四（第三十五条及び第三十六条関係）

(省略)

[資料 03] リーフレット サンプル



エコまち法に基づく
低炭素建築物の
認定制度の概要

[資料04] 申請様式集（低炭素建築物認定）

番号	書類名称	様式名称	規定	申請 手数料 有無	備考
010	低炭素建築物新築等計画認定申請書	様式第五（第四十一条関係）	低炭素 法規則	申請 手数料 有	【通知あり】
011	手数料額計算書（都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による申請）	第1号様式（第5条関係）	低炭素 区細則		[添付書類]
020	低炭素建築物新築等計画変更認定申請書	様式第七（第四十五条関係）	低炭素 法規則	申請 手数料 有	【通知あり】
021	手数料額計算書（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による申請）	第2号様式（第5条関係）	低炭素 区細則		[添付書類] 計画の変更
030	取下げ届	第4号様式（第8条関係）	低炭素 区細則	無	【副本返却】
040	新築等状況報告書	第7号様式（第10条関係）	低炭素 区細則	無	
050	建築取りやめ届	第8号様式（第11条関係）	低炭素 区細則	無	【副本返却】
060a	工事完了報告書	第9号様式（第12条関係）	低炭素 区細則	無	建築士による
060b	工事完了報告書	第10号様式（第12条関係）	低炭素 区細則	無	施工者による
070	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の規定による軽微変更該当証明申請書	第12号様式（第14条関係）	低炭素 区細則	無	【通知あり】

様式第五（第四十一条関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- ☐ 建築物全体
- ☐ 複合建築物の非住宅部分
- ☐ 複合建築物の住宅部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。この様式において「基準省令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号。この様式において「建築物の低炭素化誘導基準」という。）において使用する用語の例によります。
2. この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
 - 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - 非住宅建築物 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する非住宅建築物
 - 複合建築物 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する複合建築物
 - 施行日以後認定申請建築物 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和 4 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。この様式において「令和 4 年改正基準省令」という。）附則第 2 項に規定する施行日以後認定申請建築物

- 3 . 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 4 . 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」に、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」に、「巖」マークを入れてください。

(第二面)

〔 建築主等に関する事項 〕

【 １ . 建築主 】			
【 イ . 氏名のフリガナ 】			
【 ロ . 氏名 】			
【 ハ . 郵便番号 】			
【 ニ . 住所 】			
【 ホ . 電話番号 】			
【 ２ . 代理者 】			
【 イ . 資格 】	()	建築士	() 登録第 号
【 ロ . 氏名 】			
【 ハ . 建築士事務所名 】	()	建築士事務所	() 知事登録第 号
【 ニ . 郵便番号 】			
【 ホ . 所在地 】			
【 ヘ . 電話番号 】			
【 ３ . 設計者 】			
(代表となる設計者)			
【 イ . 資格 】	()	建築士	() 登録第 号
【 ロ . 氏名 】			
【 ハ . 建築士事務所名 】	()	建築士事務所	() 知事登録第 号
【 ニ . 郵便番号 】			
【 ホ . 所在地 】			
【 ヘ . 電話番号 】			
【 ト . 作成した設計図書 】			
(その他の設計者)			
【 イ . 資格 】	()	建築士	() 登録第 号
【 ロ . 氏名 】			
【 ハ . 建築士事務所名 】	()	建築士事務所	() 知事登録第 号
【 ニ . 郵便番号 】			
【 ホ . 所在地 】			
【 ヘ . 電話番号 】			
【 ト . 作成した設計図書 】			
【 イ . 資格 】	()	建築士	() 登録第 号
【 ロ . 氏名 】			
【 ハ . 建築士事務所名 】	()	建築士事務所	() 知事登録第 号
【 ニ . 郵便番号 】			
【 ホ . 所在地 】			
【 ヘ . 電話番号 】			
【 ト . 作成した設計図書 】			
【 イ . 資格 】	()	建築士	() 登録第 号
【 ロ . 氏名 】			

【ハ．建築士事務所名】 （ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号 【ニ．郵便番号】 【ホ．所在地】 【ヘ．電話番号】 【ト．作成した設計図書】
【４．確認の申請】 ☐ 申請済（ ） ☐ 未申請（ ）
【５．備考】

（注意）

- この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 1 項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- 建築主が 2 者以上の場合は、【１．建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- 【１．建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第 3 条又は第 65 条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- 【２．代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- 【２．代理者】及び【３．設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- 【３．設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る低炭素建築物新築等計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
- 【４．確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「巖」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

(第三面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【 １．地名地番】			
【 ２．市街化区域等】 ☐ 市街化区域 ☐ 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域			
【 ３．敷地面積】	㎡		
【 ４．建築面積】	㎡		
【 ５．延べ面積】	㎡		
【 ６．建築物の階数】	(地上)	階	(地下)
【 ７．建築物の用途】	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 非住宅建築物 ☐ 複合建築物		
【 ８．建築物の住戸の数】	戸		
【 ９．工事種別】	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 修繕又は模様替 ☐ 空気調和設備等の設置 ☐ 空気調和設備等の改修		
【10．構造】	造	一部	造
【11．建築物の構造及び設備の概要】 別添設計内容説明書による			
【12．該当する地域区分】	地域		
【13．非住宅部分の床面積】	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ．新築】	(㎡)	(㎡)	
【ロ．増築】	全体 (㎡)	(㎡)	
	増築部分 (㎡)	(㎡)	
【 ．改築】	全体 (㎡)	(㎡)	
	改築部分 (㎡)	(㎡)	
【14．住宅部分の床面積】			
	(床面積)	(開放部分を除いた (開放部分及び共用部分を 部分の床面積) 除いた部分の床面積)	
【イ．新築】	(㎡)	(㎡)	(㎡)

【口．増築】	全体 (	m^2)	(	m^2)	(	m^2)
	増築部分 (	m^2)	(	m^2)	(	m^2)
【ハ．改築】	全体 (	m^2)	(	m^2)	(	m^2)
	改築部分 (	m^2)	(	m^2)	(	m^2)

【15．建築物全体のエネルギーの使用の効率性】

【イ．非住宅建築物】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 $\text{MJ}/(\text{m}^2 \cdot \text{年})$

(基準値 $\text{MJ}/(\text{m}^2 \cdot \text{年})$)

B P I ()

☐ 基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 $\text{MJ}/(\text{m}^2 \cdot \text{年})$

(基準値 $\text{MJ}/(\text{m}^2 \cdot \text{年})$)

B P I ()

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐ 令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 $\text{GJ}/\text{年}$

誘導設計一次エネルギー消費量 $\text{GJ}/\text{年}$

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

☐ 基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐ 令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 $\text{GJ}/\text{年}$

誘導設計一次エネルギー消費量 $\text{GJ}/\text{年}$

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

【ロ．一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第10条第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 $\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$

(基準値 $\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$)

冷房期の平均日射熱取得率

(基準値)

☐ 基準省令第10条第2号イ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐ 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導 B E I ()

☐ 基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐ 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【八．共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準

☐ 基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐ 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導 B E I ()

☐ 基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐ 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【二．複合建築物】

☐ 基準省令第 10 条第 3 号イの基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第 10 条第 1 号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/($\text{m}^2 \cdot \text{年}$)

(基準値 MJ/($\text{m}^2 \cdot \text{年}$))

B P I ()

☐ 基準省令第 10 条第 1 号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ/($\text{m}^2 \cdot \text{年}$)

(基準値 MJ/($\text{m}^2 \cdot \text{年}$))

B P I ()

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐ 令和 4 年改正基準省令附則第 3 項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□ 基準省令第10条第1号口(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

□ 基準省令第10条第1号口(2)の基準

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

□ 令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□ 基準省令第10条第2号イ(1)の基準

□ 基準省令第10条第2号イ(2)の基準

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

□ 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□ 基準省令第10条第2号口(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導 B E I ()

□ 基準省令第10条第2号口(2)の基準

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

□ 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

□ 基準省令第10条第3号口の基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□ 基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/($\text{m}^2 \cdot \text{年}$)

(基準値 MJ/($\text{m}^2 \cdot \text{年}$))

B P I ()

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 B E I () ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () (住宅部分) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) ☐ 基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準 ☐ 基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準 ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () (一次エネルギー消費量に関する事項) ☐ 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 B E I () ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () (複合建築物) (一次エネルギー消費量に関する事項) 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導 B E I () (誘導 B E I の基準値)
【16．再生可能エネルギー利用設備】 【イ．非住宅建築物】 再生可能エネルギー利用設備の種類 () 【ロ．一戸建ての住宅】 再生可能エネルギー利用設備の種類 () 低炭素化促進基準一次エネルギー消費量 GJ/年 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量 GJ/年 【ハ．共同住宅等】 再生可能エネルギー利用設備の種類 () 【二．複合建築物】 再生可能エネルギー利用設備の種類 ()
【17．確認の特例】 法第 54 条第 2 項の規定による申出の有無 ☐ 有 ☐ 無
【18．建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】
【19．備考】

(注意)

1. 【2．市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「巖」マークを入れてください。

2. 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「罫」マークを入れてください。
3. 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
4. 【12. 該当する地域区分】の欄は、建築物の低炭素化誘導基準において定めるところにより、該当する地域区分を記載してください。
5. 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【9. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
6. 【13. 非住宅部分の床面積】及び【14. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、それぞれ、単に非住宅部分の床面積及び住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）第 4 条第 1 項に規定する床面積をいいます。
7. 【14. 住宅部分の床面積】の欄において、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分の床面積のうち「開放部分を除いた部分の床面積」から共用部分の床面積を除いた部分の面積をいいます。
8. 【15. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、【7. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
 - (1)（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）及び（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「年間熱負荷係数」については、基準値（基準省令別表第 1 に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
 - (3) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
 - (4) 「基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準」又は「基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。また、「基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準」を用いる場合は、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分（基準省令第 4 条第 3 項第 1 号の共用部分をいう。）の一次エネルギー消費量に関する事項は、「基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準」に記載してください。
 - (5) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - ）年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。
 - ）B P I 年間熱負荷係数を基準値で除したものをいいます。「B P I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
 - ）B E I 設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
 - ）誘導 B E I 誘導設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「誘導 B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
 - ）誘導 B E I の基準値 誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除した

ものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、用途ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の合計を、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の合計で除したものをいいます。「誘導B E Iの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

(6) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合については、以下の内容に従って記載してください。

i) 非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分について、建築物全体の一次エネルギー消費量は「基準省令第10条第1号口(1)の基準」又は「基準省令第10条第1号口(2)の基準」に、令和4年改正基準省令附則第3項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に関する事項は「令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に記載してください。

）一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イ(1)の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2号口(1)の基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項の基準の適用を受ける場合には、「令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「巖」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。

9. 【16. 再生可能エネルギー利用設備】の欄の「低炭素化促進基準一次エネルギー消費量」及び「低炭素化促進設計一次エネルギー消費量」は、建築物の低炭素化誘導基準において定めるところに従って算出した数値を記載してください。

10. 【17. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「巖」マークを入れてください。

11. 【18. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

12. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面)

【 1 . 付近見取図】

【 2 . 配置図】

(注意)

- 1 . この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 1 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- 2 . 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- 3 . 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

(第五面)

〔申請に係る住戸に関する事項〕

【 1 . 住戸の番号】	
【 2 . 住戸の存する階】	階
【 3 . 専用部分の床面積】	m ²
【 4 . 住戸のエネルギーの使用の効率性】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準) ☐ 基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$) 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値) ☐ 基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準 ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () ☐ 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 (一次エネルギー消費量に関する事項) ☐ 基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導 B E I () ☐ 基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準 ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () ☐ 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準	

(注意)

- 1 . この面は、共同住宅等又は複合建築物（複合建築物の非住宅部分の認定を除く。）に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
- 2 . 住戸の階数が二以上である場合には、【 3 . 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- 3 . 【 4 . 住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
 - (3) 「基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準」又は「基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (4) 「誘導 B E I」は、誘導設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「誘導 B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてくださ

い。

- (5) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合の記載について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準」に記載するとともに、令和 4 年改正基準省令附則第 4 項の基準の適用を受ける場合には、「令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「✓」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。

- 4 . この面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第六面)

2 . 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3 . 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(別紙) 基準省令第10条第2号イ の基準、基準省令第10条第2号ロ の基準又は令和4年改正
基準省令附則第4項に規定する増築、改築若しくは修繕等をする部分の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱

☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

2) 壁

【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱

☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱

☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱

☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

5) 開口部

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)

【日射遮蔽性能】

☐ 開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率)

☐ ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率)

☐ 付属部材

☐ ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【断熱性能】 断熱補強の範囲 (mm) 断熱補強の熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】暖房設備 ()
効率 ()

【冷房】冷房設備 ()
効率 ()

【換気】換気設備 ()
効率 ()

【照明】照明設備 ()

【給湯】給湯設備 ()
効率 ()

2. 備考

(注意)

1. 1 欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入して下さい。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
2. 1 欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「☐」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
3. 1 欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「☐」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。
4. 1 欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「☐」マークを入れてください。
5. 1 欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
6. 1 欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「☐」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいう。)のうち8の地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北 $\pm$ 22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。
7. 1 欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「☐」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
8. 1 欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器とその効率(「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。)を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力(全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。)、有効換気量率又は温度交換効率を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
9. 1 欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2 欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

手数料額計算書

認定申請用

（都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 ☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法 住宅部分： ☐ 誘導仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
- 非住宅部分： ☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類			適合証がある場合	適合証がない場合
☐ 一戸建て住宅の申請の場合			別表一の(一)の 円	別表一の(二)の 円
☐ 以外の建築物の申請の場合	住宅部分の床面積の合計	m ²	別表一の(一)の のイ 円(a)	別表一の(二)の のイ 円(A)
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表一の(一)の のロ 円(b)	別表一の(二)の のロ 円(B)
	合計	m ²	(a)+(b) 円	(A)+(B) 円

手数料額

円

（注意）

- 別表とは、江戸川区事務手数料条例別表第二都市開発部（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に基づく審査の事務に限る。）の表を指す。
- 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江戸川区事務手数料条例に定める額を加える。
- 適合証とは、低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。
- 申請の該当する ☐ にレを記入し、又は塗りつぶすこと。

（日本産業規格 A 列 4 番）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 申請の対象とする範囲

- ☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分

5. 変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 3 欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番を記載してください。
3. 4 欄には、非住宅建築物、一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」に、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」

に、「✓」マークを入れてください。

「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号に規定する非住宅建築物をいい、「一戸建ての住宅」は一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいい、「複合建築物」は同号に規定する複合建築物をいいます。

手数料額計算書

変更認定申請用

（都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 ☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法 住宅部分： ☐ 誘導仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
非住宅部分： ☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類			適合証がある場合	適合証がない場合
☐ 一戸建て住宅の申請の場合			別表二の(一)の 円	別表二の(二)の 円
☐ 以外の建築物の申請の場合	住宅部分の床面積の合計	m ²	別表二の(一)の のイ 円(a)	別表二の(二)の のイ 円(A)
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表二の(一)の のロ 円(b)	別表二の(二)の のロ 円(B)
	合計	m ²	(a)+(b) 円	(A)+(B) 円

手数料額

円

（注意）

- 別表とは、江戸川区事務手数料条例別表第二都市開発部（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に基づく審査の事務に限る。）の表を指す。
- 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江戸川区事務手数料条例に定める額を加える。
- 適合証とは、低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。
- 申請の該当する ☐ にレを記入し、又は塗りつぶすこと。

（日本産業規格 A 列 4 番）

第4号様式（第8条関係）

取 下 げ 届

年 月 日

江戸川区長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

下記の申請を取り下げたいので、江戸川区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第8条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 取下げの理由

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄		認定番号欄	
年	月 日	年	月 日
第	号	第	号
担当者名		担当者名	

（注意）

申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

（日本産業規格A列4番）

新 築 等 状 況 報 告 書

年 月 日

江戸川区長 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定により、江戸川区長より報告の求めのあった認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等の状況について、江戸川区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 報告の内容

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄		認 定 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当者名		担当者名	

(注意)

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(日本産業規格A列4番)

建 築 取 り や め 届

年 月 日

江戸川区長 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめたいので、江戸川区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第11条第1項の規定により届け出ます。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄		認 定 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当者名		担当者名	

（注意）

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

（日本産業規格A列4番）

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

江戸川区長 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、江戸川区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第12条第1号の規定により報告します。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 計画に従って建築物の新築等の工事が完了したことを確認した建築士

(級)建築士()登録第 号

住所

氏名

(級)建築士事務所()知事登録第 号

名称

所在地

5 新築等の工事完了の日

年 月 日

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄		認 定 番 号 欄	
年	月 日	年	月 日
第	号	第	号
担当者名		担当者名	

（注意）

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

（日本産業規格A列4番）

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

江戸川区長 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、江戸川区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第12条第2号の規定により報告します。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 当該建築物の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を実施した施工者

施工者の住所

氏名

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

5 建築工事完了の日

年 月 日

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄		認 定 番 号 欄	
年	月 日	年	月 日
第	号	第	号
担当者名		担当者名	

（注意）

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

（日本産業規格A列4番）

第 12 号様式（第 14 条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則
第 44 条の規定による軽微変更該当証明申請書

年 月 日

殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 44 条の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号および認定年月日
第 号 年 月 日
- 2 低炭素建築物新築等計画を変更する直前の適合性判定通知書番号
第 号
- 3 適合性判定通知書交付者

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄		証 明 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当者名		担当者名	

（注意）

- 1 添付書類として、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の第 2 面から第 6 面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

[資料05] 通知様式集（低炭素建築物認定）

番号	書類名称	様式名称	規定	申請 手数料 有無	備考
01	低炭素建築物新築等計画認定通知書	様式第六（第四十三条関係）	低炭素 法規則		区長→申請者
02	不認定通知書	第6号様式（第9条関係）	低炭素 区細則		区長→申請者
03	低炭素建築物新築等計画変更認定通知書	様式第八（第四十六条関係）	低炭素 法規則		区長→申請者
04	認定取消通知書	第11号様式（第13条関係）	低炭素 区細則		区長→申請者 命令違反
05	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の規定による軽微変更該当証明書	第13号様式（第14条関係）	低炭素 区細則		区長→申請者

様式第六（第四十三条関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

低炭素建築物新築等計画認定通知書

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日

() 確 認 番 号 第 号
確 認 年 月 日 年 月 日
建築主事の氏名

殿

所 管 行 政 庁 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画について、同法第 54 条第 1 項の規定に基づき認定しましたので通知します。

- 1 . 申請年月日
- 2 . 申請者の住所
- 3 . 認定に係る建築物の位置

() は法第 54 条第 4 項において準用する建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 18 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

第 年 月 号
日

不 認 定 通 知 書

殿

江戸川区長

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしないこととしたので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、江戸川区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、江戸川区を被告として（訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（日本産業規格A列4番）

様式第八（第四十六条関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

低炭素建築物新築等計画変更認定通知書

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日

() 確 認 番 号 第 号
確 認 年 月 日 年 月 日
建築主事の氏名

殿

所 管 行 政 庁

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画の変更について、同条第 2 項において準用する同法第 54 条第 1 項の規定に基づき認定しましたので通知します。

- 1 . 申請年月日
- 2 . 申請者の住所
- 3 . 当該変更認定を受ける前の低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 4 . 認定に係る建築物の位置

() は法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 4 項において準用する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

第 年 月 日

認 定 取 消 通 知 書

殿

江戸川区長

下記の認定低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取り消したので通知します。

記

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日

確 認 番 号 第 号
確 認 年 月 日 年 月 日
建築主事の氏名

- 1 認定建築主の氏名又は名称
- 2 認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定に係る建築物の構造
- 5 取消しの理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、江戸川区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、江戸川区を被告として（訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（日本産業規格A列4番）

第 年 月 日 号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則
第 44 条の規定による軽微変更該当証明書

様

江戸川区長

下記による申請書に記載の低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 44 条に規定する軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

（注意） この証明書は、大切に保存してください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

[資料06] 手数料表

1 低炭素建築物認定

新規（適合証等あり）

		金額	
戸建て住宅		5,800	
戸建て 住宅 以外の 建築物	住宅 部分	～ 300㎡未満	11,300
		300 ～ 2000㎡未満	23,800
		2000 ～ 5000㎡未満	52,800
		5000 ～ 10000㎡未満	94,700
		10000㎡	119,000
	非住宅 部分	～ 300㎡未満	11,300
		300 ～ 1000㎡未満	19,500
		1000 ～ 2000㎡未満	31,600
		2000 ～ 5000㎡未満	94,300
		5000 ～ 10000㎡未満	149,000
		10000㎡	188,000

計画変更（適合証等あり）

		金額	
戸建て住宅		4,100	
戸建て住宅 以外の 建築物	住宅 部分	～ 300㎡未満	8,000
		300 ～ 2000㎡未満	16,700
		2000 ～ 5000㎡未満	37,000
		5000 ～ 10000㎡未満	66,500
		10000㎡	83,500
	非住宅 部分	～ 300㎡未満	8,000
		300 ～ 1000㎡未満	13,800
		1000 ～ 2000㎡未満	22,200
		2000 ～ 5000㎡未満	66,100
		5000 ～ 10000㎡未満	104,000
		10000㎡	132,000

R7年4月改定

2 低炭素建築物認定

新規（適合証等なし）

			金額
戸建て住宅	仕様基準	～200㎡未満	20,700
		200～10000㎡以内	22,200
	仕様・計算併用法	～200㎡未満	30,100
		200～10000㎡以内	33,200
	標準計算法	～200㎡未満	40,200
		200～10000㎡以内	44,900
戸建て住宅以外の建築物	仕様基準	～300㎡未満	38,700
		300～2000㎡未満	66,900
		2000～5000㎡未満	120,000
		5000～10000㎡以内	183,000
	仕様・計算併用法	～300㎡未満	59,800
		300～2000㎡未満	100,000
		2000～5000㎡未満	175,000
		5000～10000㎡未満	256,000
	標準計算法	10000㎡	304,000
住宅部分	仕様基準	～300㎡未満	81,000
		300～2000㎡未満	135,000
		2000～5000㎡未満	229,000
		5000～10000㎡未満	329,000
		10000㎡	390,000
	標準計算法	～300㎡未満	102,000
		300～1000㎡未満	129,000
		1000～2000㎡未満	171,000
		2000～5000㎡未満	276,000
		5000～10000㎡未満	361,000
		10000㎡	434,000
戸建て住宅以外の建築物	モデル建物法	～300㎡未満	266,000
		300～1000㎡未満	334,000
		1000～2000㎡未満	431,000
		2000～5000㎡未満	615,000
		5000～10000㎡未満	758,000
		10000㎡	896,000
	標準入力法	～300㎡未満	
		300～1000㎡未満	
		1000～2000㎡未満	
		2000～5000㎡未満	
非住宅部分	標準入力法	5000～10000㎡未満	
		10000㎡	

計画変更（適合証等なし）

			金額
戸建て住宅	仕様基準	～200㎡未満	14,300
		200～10000㎡以内	15,100
	仕様・計算併用法	～200㎡未満	21,100
		200～10000㎡以内	23,200
	標準計算法	～200㎡未満	28,300
		200～10000㎡以内	31,500
戸建て住宅以外の建築物	仕様基準	～300㎡未満	26,800
		300～2000㎡未満	46,500
		2000～5000㎡未満	84,800
		5000～10000㎡以内	127,000
	仕様・計算併用法	～300㎡未満	42,000
		300～2000㎡未満	70,500
		2000～5000㎡未満	122,000
		5000～10000㎡未満	179,000
	標準計算法	10000㎡	213,000
住宅部分	仕様基準	～300㎡未満	56,800
		300～2000㎡未満	94,600
		2000～5000㎡未満	161,000
		5000～10000㎡未満	231,000
		10000㎡	273,000
	標準計算法	～300㎡未満	71,600
		300～1000㎡未満	91,100
		1000～2000㎡未満	119,000
		2000～5000㎡未満	193,000
		5000～10000㎡未満	253,000
		10000㎡	304,000
戸建て住宅以外の建築物	モデル建物法	～300㎡未満	186,000
		300～1000㎡未満	234,000
		1000～2000㎡未満	301,000
		2000～5000㎡未満	430,000
		5000～10000㎡未満	531,000
		10000㎡	627,000
	標準入力法	～300㎡未満	
		300～1000㎡未満	
		1000～2000㎡未満	
		2000～5000㎡未満	
非住宅部分	標準入力法	5000～10000㎡未満	
		10000㎡	

R7年4月改定

[資料 07] 申請手続の流れ集

申請手続の流れ（有料） 1/4

（ケース 1/4）は準備中です。利用開始までしばらくお待ちください。

- （ケース 1/4）オンラインで申請 → オンラインで通知書類受取
- （ケース 2/4）オンラインで申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 3/4） 窓口で申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 4/4） 窓口で申請 → 窓口で通知書類受取

申請者

- ▼ 申請書類を作成
[R7 設備係 02]申請準備の確認フォームを区に送信
申請台帳登録に登録、「申請台帳登録番号」を取得
[R7 設備係 03]書類提出フォーム（有料）に「申請台帳登録番号」を記入、申請書類をアップロード、区に送信
[建築指導課 支払いフォーム]で区事務手数料を支払い [1]

江戸川区（調査係）

- ▼ 手数料受領確認

江戸川区（設備係）

- ▼ 申請書類の受付 [A]
申請書類の審査、補正依頼

申請者

- ▼ 補正依頼の対応

江戸川区（設備係）

- ▼ 補正の是正確認、審査完了
書類收受、通知書類施行、書類管理番号発行

通知書類、申請書類副本、書類管理番号を申請者に送信
[B]

申請者

▼ 通知書類、申請書類副本、書類管理番号の受信、内容確認

AB：標準処理期間（A～B）

14 日。補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

[1]：区役所建築指導課 窓口（調査係）での支払いも選択できます。

申請手続の流れ（有料） 2/4

（ケース 2/4）は準備中です。利用開始までしばらくお待ちください。

- （ケース 1/4）オンラインで申請 → オンラインで通知書類受取
- （ケース 2/4）オンラインで申請 → **郵送で通知書類受取**
- （ケース 3/4） 窓口で申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 4/4） 窓口で申請 → 窓口で通知書類受取

申請者

- ▼ 申請書類を作成
[R7 設備係 02]申請準備の確認フォームを区に送信
申請台帳登録に登録、「申請台帳登録番号」を取得
[R7 設備係 03]書類提出フォーム（有料）に「申請台帳登録番号」を記入、申請書類をアップロード、区に送信
[建築指導課 支払いフォーム]で区事務手数料を支払い [1]
通知書類受取用郵送資材を区に郵送 [2]

江戸川区（調査係）

- ▼ 手数料受領確認

江戸川区（設備係）

- ▼ 申請書類の受付 [A]
申請書類の審査、補正依頼

申請者

- ▼ 補正依頼の対応

江戸川区（設備係）

- ▼ 補正の是正確認、審査完了
書類收受、通知書類施行、書類管理番号発行

通知書類を申請者に郵送

申請書類副本、書類管理番号を申請者に送信 [B]

申請者



郵送物の受取、内容確認

申請書類副本、書類管理番号の受信、内容確認

AB：標準処理期間（A～B）

14 日。補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

1：区役所建築指導課 窓口（調査係）での支払いも選択できます。

2：費用は申請者負担です。

申請手続の流れ（有料） 3/4

- （ケース 1/4）オンラインで申請 → オンラインで通知書類受取
- （ケース 2/4）オンラインで申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 3/4） **窓口で申請** → **郵送で通知書類受取**
- （ケース 3/4） 窓口で申請 → 窓口で通知書類受取

申請者

- ▼ 申請書類を作成
 区役所窓口 （建築指導課設備係）
 「申請台帳登録番号」の発番依頼 [1]

江戸川区（設備係）

- ▼ 「申請台帳登録番号」の発番 [2]

申請者

- ▼ 区役所窓口 （建築指導課調査係）
 手数料支払い、申請書類の提出
 通知書類受取用郵送資材を提出 [3]

江戸川区（調査係）

- ▼ 手数料受領、申請書類の受付 [A]

江戸川区（設備係）

- ▼ 申請書類の審査、補正依頼

申請者

- ▼ 補正依頼の対応

江戸川区（設備係）

- ▼ 補正の是正確認、審査完了
書類收受、通知書類施行、書類管理番号発行
申請者に通知書類、申請書類副本、書類管理番号の送付
[B]

申請者

- ▼ 送付物の受取、内容確認。
通知書類、申請書類副本、書類管理番号の受取

AB：標準処理期間（A～B）

14 日。補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

1：申請には「申請台帳登録番号」が必要です。週ごとに申請台帳に登録する数量が設定されています。

2：区職員にて申請台帳登録し、番号を発行します。

3：費用は申請者負担です。

申請手続の流れ（有料） 4/4

- （ケース 1/4）オンラインで申請 → オンラインで通知書類受取
- （ケース 2/4）オンラインで申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 3/4） 窓口で申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 4/4） 窓口で申請 → 窓口で通知書類受取

申請者

- ▼ 申請書類を作成
区役所窓口（建築指導課設備係）
「申請台帳登録番号」の発番依頼 [1]

江戸川区（設備係）

- ▼ 「申請台帳登録番号」の発番 [2]

申請者

- ▼ 区役所窓口（建築指導課調査係）
手数料支払い、申請書類の提出

江戸川区（調査係）

- ▼ 手数料受領、申請書類の受付 [A]

江戸川区（設備係）

- ▼ 申請書類の審査、補正依頼

申請者

- ▼ 補正依頼の対応

江戸川区（設備係）

- ▼ 補正の是正確認、審査完了

書類收受、通知書類施行、書類管理番号発行
申請者に通知書類施行の連絡 [B]

申請者

- ▼ 区役所窓口 （建築指導課設備）
通知書類、申請書類副本、書類管理番号の受取、内容確認

AB：標準処理期間（A～B）

14 日。補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

1：申請には「申請台帳登録番号」が必要です。週ごとに申請台帳に登録する数量が設定されています。

2：区職員にて申請台帳登録し、番号を発行します。なお、当週分の番号がない場合は当日受付ができず翌週以降の受付になります。

申請手続の流れ（無料） 1/3

- （ケース 1/3）オンラインで申請

- （ケース 2/3） 郵送で申請
- （ケース 3/3） 窓口で申請

申請者

- ▼ 申請書類を作成
[R7 設備係 04]書類提出フォーム（無料）に申請書類をアップ
ロード、区に送信

江戸川区（設備係）

- ▼ 申請書類の受付 [A]
申請書類の審査、補正依頼

申請者

- ▼ 補正依頼の対応

江戸川区（設備係）

- ▼ 補正の是正確認、審査完了
書類收受、書類管理番号発行
書類管理番号を申請者に送信 [1] [B]

申請者

- ▼ 書類管理番号の受信、内容確認

AB：標準処理期間（A～B）

5 日。補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

申請手続の流れ（無料） 2/3

- （ケース 1/3）オンラインで申請
- （ケース 2/3） **郵送で申請**
- （ケース 3/3） 窓口で申請

申請者

- ▼ 申請書類を作成
 区に郵送 [1]

江戸川区（設備係）

- ▼ 申請書類の受付 [A]
 申請書類の審査、申請者に補正依頼

申請者

- ▼ 補正依頼の対応

江戸川区（設備係）

- ▼ 補正の是正確認、審査完了
 書類收受、書類管理番号発行 [B]

AB：標準処理期間（A～B）

5 日。補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

1：費用は申請者負担です。

申請手続の流れ（無料） 3/3

- （ケース 1/3）オンラインで申請
- （ケース 2/3） 郵送で申請
- （ケース 3/3） 窓口で申請

申請者

- ▼ 申請書類を作成
区役所窓口（建築指導課設備係）
申請書類の提出

江戸川区（設備係）

- ▼ 申請書類の受付 [A]
申請書類の審査、補正依頼

申請者

- ▼ 補正依頼の対応

江戸川区（設備係）

- ▼ 補正の是正確認、審査完了
書類收受、書類管理番号発行 [B]

申請者

- ▼ 申請書類副本、書類管理番号の受取

AB：標準処理期間（A～B）

5 日。補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。
：副本提出による区收受押印、申請者返却の事務は取扱いしていません。

申請手続の流れ（無料（通知書類あり）） 1/5

（ケース 1/5）は準備中です。利用開始までしばらくお待ちください。

- （ケース 1/5）オンラインで申請 → オンラインで通知書類受取
- （ケース 2/5）オンラインで申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 3/5） 郵送で申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 4/5） 窓口で申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 5/5） 窓口で申請 → 窓口で通知書類受取

申請者

- ▼ 申請書類を作成
[R7 設備係 04]書類提出フォーム（無料）に請書類をアップロード、区に送信

江戸川区（設備係）

- ▼ 申請書類の受付 [A]
申請書類の審査、補正依頼

申請者

- ▼ 補正依頼の対応

江戸川区（設備係）

- ▼ 補正の是正確認、審査完了
書類收受、通知書類施行、書類管理番号発行
通知書類、申請書類副本、書類管理番号を申請者に送信
[B]

申請者

- ▼ 通知書類、申請書類副本、書類管理番号の受信、内容確認

AB：標準処理期間（A～B）

14 日。補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

申請手続の流れ（無料（通知書類あり）） 2/5

（ケース 2/5）は準備中です。利用開始までしばらくお待ちください。

- （ケース 1/4）オンラインで申請 → オンラインで通知書類受取
- （ケース 2/4）オンラインで申請 → **郵送で通知書類受取**
- （ケース 3/5） 郵送で申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 3/4） 窓口で申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 4/4） 窓口で申請 → 窓口で通知書類受取

申請者

- ▼ 申請書類を作成
[R7 設備係 04]書類提出フォーム（無料）に申請書類をアップ
ロード、区に送信
通知書類受取用郵送資材を区に郵送 [1]

江戸川区（設備係）

- ▼ 申請書類の受付 [A]
申請書類の審査、補正依頼

申請者

- ▼ 補正依頼の対応

江戸川区（設備係）

- ▼ 補正の是正確認、審査完了
書類收受、通知書類施行、書類管理番号発行
通知書類を申請者に郵送 [2]
申請書類副本、書類管理番号を申請者に送信 [B]

申請者

- ▼ 郵送物の受取、内容確認

申請書類副本、書類管理番号の受信、内容確認

AB：標準処理期間（A～B）

14 日。補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

1：費用は申請者負担です。

2：通知書類を書面で取得希望の場合。

申請手続の流れ（無料（通知書類あり）） 3/5

- （ケース 1/5）オンラインで申請 → オンラインで通知書類受取
- （ケース 2/5）オンラインで申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 3/5） 郵送で申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 4/5） 窓口で申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 5/5） 窓口で申請 → 窓口で通知書類受取

申請者

- ▼ 申請書類を作成
区に郵送
通知書類受取用郵送資材を区に郵送 [1]

江戸川区（設備係）

- ▼ 申請書類の受付 [A]
申請書類の審査、補正依頼

申請者

- ▼ 補正依頼の対応

江戸川区（設備係）

- ▼ 補正の是正確認、審査完了
書類收受、通知書類施行、書類管理番号発行
申請者に通知書類、申請書類副本、書類管理番号の郵送
[B]

申請者

- ▼ 郵送物の受取、内容確認。

AB：標準処理期間（A～B）

14 日。補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

1：費用は申請者負担です。

申請手続の流れ（無料（通知書類あり）） 4/5

- （ケース 1/5）オンラインで申請 → オンラインで通知書類受取
- （ケース 2/5）オンラインで申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 3/5） 郵送で申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 4/5） 窓口で申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 5/5） 窓口で申請 → 窓口で通知書類受取

申請者

- ▼ 申請書類を作成
区役所窓口（建築指導課設備係）
申請書類の提出
通知書類受取用郵送資材の提出 [1]

江戸川区（設備係）

- ▼ 申請書類の受付 [A]
申請書類の審査、補正依頼

申請者

- ▼ 補正依頼の対応

江戸川区（設備係）

- ▼ 補正の是正確認、審査完了
書類收受、通知書類施行、書類管理番号発行
申請者に通知書類、申請書類副本、書類管理番号の郵送
[B]

申請者

- ▼ 郵送物の受取、内容確認。

AB：標準処理期間（A～B）

14 日。補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

1：費用は申請者負担です。

申請手続の流れ（無料（通知書類あり）） 5/5

- （ケース 1/5）オンラインで申請 → オンラインで通知書類受取
- （ケース 2/5）オンラインで申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 3/5） 郵送で申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 4/5） 窓口で申請 → 郵送で通知書類受取
- （ケース 5/5） 窓口で申請 → 窓口で通知書類受取

申請者

- ▼ 申請書類を作成
区役所窓口（建築指導課設備係）
申請書類の提出

江戸川区（設備係）

- ▼ 申請書類の受付 [A]
申請書類の審査、補正依頼

申請者

- ▼ 補正依頼の対応

江戸川区（設備係）

- ▼ 補正の是正確認、審査完了
書類收受、通知書類施行、書類管理番号発行
申請者に通知書類施行の連絡 [B]

申請者

- ▼ 区役所窓口（建築指導課設備）
通知書類、申請書類副本、書類管理番号の受取、内容確認

AB：標準処理期間（A～B）

14 日。補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

[資料 08] オンライン申請フォーム集

1 LoGo フォーム

LoGo フォームは、地方公共団体システム機構（J-Lis）に登録された、LGWAN-ASP サービスです。

区民や事業者の方々は、インターネット回線（スマートフォンやパソコン）を利用して、電子申請サービスに登録されたサービスを利用（申請書の送付等）することができます。

一方、区職員は、LGWAN 回線にて申請内容の確認や、内容に不備があれば差戻しをしたり、審査の決定通知を送ったりすることができます。

また、キャッシュレス決済や xID による本人認証等を行うことができ、幅広い電子申請化を実施することができます。

2 各種フォーム

次に関連する書類の提出は、LoGo フォームで手続きできます。

- ・ 定期調査報告（特定建築物）
- ・ 定期検査報告（防火設備、建築設備、昇降機等）
- ・ 長期優良住宅（長期優良住宅法）
- ・ 低炭素住宅（エコまち法）
- ・ 性能向上計画（建築物省エネ法）
- ・ 省エネ基準適合判定（建築物省エネ法）
- ・ 昇降機確認申請（建築基準法）

上記は建築指導課設備係で事務担当しています。

手続フォームは次のとおりです。

なお、建築指導課では、上記以外のオンライン申請を取り扱っています。

2 - 1 [R7 設備係 01]連絡フォーム

建築指導課設備係と次の事項の連絡（送受信）をすることができます。

「連絡事項（報告・通知）」、「Q&A（質問・回答）」、「資料請求、資料送付」

2 - 2 [R7 設備係 02]申請準備の確認フォーム

次に関連する書類は、このフォームを利用して準備状態の最終確認を行ってください。区事務手数料が設定されている認定（判定）申請が対象です。

「長期優良住宅（長期優良住宅法）」、「低炭素建築物（エコまち法）」、「性能向上計画（建築物省エネ法）」、「省エネ基準適合性判定（建築物省エネ法）」

このフォームを送信することで、建築指導課の申請台帳に登録されます。

2 - 3 [R7 設備係 03]書類提出フォーム（有料）

準備中です。利用開始までしばらくお待ちください。

次に関連する書類の提出は、このフォームを利用して手続きを行ってください。
区事務手数料が設定されている認定（判定）申請が対象です。

「長期優良住宅（長期優良住宅法）」、「低炭素建築物（エコまち法）」、「性能向上計画（建築物省エネ法）」、「省エネ基準適合性判定（建築物省エネ法）」

なお、建築指導課の申請台帳に登録されていないと、申請ができません。

2 - 4 [R7 設備係 04]書類提出フォーム（無料）

次に関連する書類の提出は、このフォームを利用して手続きを行ってください。

区事務手数料が設定されていない申請（届出など）が対象です。

「定期調査報告（特定建築物）」、「定期検査報告（防火設備、建築設備、昇降機等）」、「長期優良住宅（長期優良住宅法）」、「低炭素建築物（エコまち法）」、「性能向上計画（建築物省エネ法）」

2 - 5 [R7 設備係 05]昇降機確認申請の書類提出フォーム

本手引きでは関連はありません

次に関連する書類の提出は、このフォームを利用して手続きを行ってください。

「昇降機の確認申請」、「昇降機の計画通知」

2 - 6 [R7 設備係 06]定期報告概要書閲覧申請フォーム

本手引きでは関連はありません

次に関連する書類の提出は、このフォームを利用して手続きを行ってください。

「定期報告（特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等）概要書閲覧の申請」

2 - 7 [建築指導課支払いフォーム]（（クレジットカード払い専用）建築基準法による確認申請・検査申請・認定申請・許可申請の受付フォーム）

区事務手数料の支払いが必要な申請は、このフォームを利用してください。なお、このフォームを利用せず区役所窓口での現金払いを選択してのオンライン申請も可能となっています。

☆ フォーム詳細 - [R7設備係01-1] 連絡フォーム

🔍 質問項目設定

🔧 基本情報設定

⚙️ 高度な設定

👤 権限設定

🔍 動作確認

🔒 公開



フォーム説明

項目ID: 2

▼建築指導課設備係と、次の事項の連絡（送受信）をすることができます。

- (1)連絡事項（報告・通知）
- (2)Q&A（質問・回答）
- (3)資料請求、資料送付

▼メール感覚で利用ください。

項目ID: 53

▼備考

- (1)このフォームでの申請者とは、電子申請サービス「LoGoフォーム」を利用して送受信事務を行う方のことです。
- (2)送信後は申請状況（1「受付」、2「対応中」、3「補正依頼」、4「対応完了」）を随時照会できますので、確認してください。

項目ID: 55

▼担当

江戸川区 都市開発部 建築指導課 設備係

Q1. 申請者の情報 必須

項目ID: 10

氏名

氏 必須

0 / 64

名 必須

0 / 64

メールアドレス

メールアドレス 必須

0 / 128

メールアドレス（確認） 必須

0 / 128

Q2. 主な内容 必須

項目ID: 22

※①～③から1つ選択します 必須

- ☐ ①連絡事項（報告・通知）
- ☐ ②Q&A（質問・回答）
- ☐ ③資料請求、資料送付

Q3. 連絡事項、Q&A、資料請求

項目ID: 57

※任意記入

0 / 60000

Q4. 資料送付

項目ID: 4

※任意添付、PDFファイルの添付（アップロード）



Q5. 資料送付

項目ID: 59

※任意添付、画像ファイルの添付（アップロード）



（Q4、Q5注意事項）

項目ID: 58

アップロードは10MB×10個まで

画像形式はgif、jpg、jpeg、png



フォーム説明

項目ID: 2

▼次に関連する書類の提出は、このフォームを利用して申請準備の最終確認を行ってください。

区事務手数料が設定されている認定（判定）申請が対象です。

- (1)長期優良住宅（長期優良住宅法）
- (2)低炭素建築物（エコまち法）
- (3)性能向上計画（建築物省エネ法）
- (4)省エネ基準適合判定（建築物省エネ法）

▼このフォームを送信することで、建築指導課の申請台帳に登録されます。

「[R7設備係03] 書類提出フォーム（有料）」、または「区役所窓口」で区に申請する際に必要となる「申請台帳登録番号」が、送信完了時に表示されます。

項目ID: 103

送信完了画面（例PDF）

項目ID: 52

▼確認事項 ※①～⑤を全て選択します 必須

- ☐ ①建築物は申請の対象に該当しています。
- ☐ ②提出に必要な書類の準備ができています。
- ☐ ③書類の文字や数字が読み取れるようにしています。
- ☐ ④このフォームで「予定する申請日」を決定し、フォーム送信で申請台帳に登録します。
- ☐ ⑤区事務手数料の支払い準備をしています。

項目ID: 53

▼備考

(1)このフォームでの申請者とは、電子申請サービス「LoGoフォーム」を利用して書類提出の手続き事務を行う方のことです。

(2)送信後は申請状況（1「受付」、2「対応中」、3「補正依頼」、4「対応完了」）を随時照会できますので、確認してください。

項目ID: 56

送信後の申請状況照会（説明PDF）

項目ID: 55

▼担当

江戸川区 都市開発部 建築指導課 設備係

Q1. 申請者の情報 必須

項目ID: 10

氏名

氏 必須

0 / 64

名 必須

0 / 64

メールアドレス

メールアドレス 必須

0 / 128

メールアドレス (確認) 必須

0 / 128

Q2. 建築物の所在地 必須

項目ID: 61

※○丁目以後は省略とする 必須

江戸川区東小岩五丁目

0 / 60000

Q3. 書類の分類 必須

項目ID: 57

※①～④から1つ選択します ※選択後に分類の書類（Q3①～④）と、Q4～Q7「申請台帳登録」が表示されます
必須

- ☐ ①長期優良住宅（認定申請） →Q4
- ☐ ②低炭素建築物（認定申請） →Q5
- ☐ ③省エネ法性能向上計画（認定申請） →Q6
- ☐ ④省エネ基準適合判定（判定申請、証明申請）→Q7

項目ID: 98

▼Q3①長期優良住宅（認定申請） ※1つ選択

- ☐ 認定申請書（新築/増築・改築） [第 号様式（第二条関係）]
- ☐ 認定申請書（新築/増築・改築） [第一号の二様式（第二条関係）]
- ☐ 認定申請書（新築/増築・改築） [第一号の三様式（第二条関係）]
- ☐ 変更認定申請書（新築/増築・改築/既存） [第三号様式（第八条関係）]
- ☐ 変更認定申請書（新築/増築・改築） [第五号様式（第十 条関係）]
- ☐ 変更認定申請書（新築/増築・改築） [第六号様式（第十三条関係）]
- ☐ 承認申請書（新築/増築・改築/既存） [第七号様式（第十四条関係）]
- ☐ 許可申請書 [第九号様式（第十八条関係）]

項目ID: 99

▼Q3②低炭素建築物（認定申請） ※1つ選択

- ☐ 低炭素建築物新築等計画認定申請書 [様式第五（第四十 条関係）]
- ☐ 低炭素建築物新築等計画変更認定申請書 [様式第七（第四十五条関係）]

項目ID: 100

▼Q3③省エネ法性能向上計画（認定申請） ※1つ選択

- ☐ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書 [様式第二十七（第二十条第 項関係）]
- ☐ 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書 [様式第二十九（第二十六条関係）]

項目ID: 101

▼Q3④省エネ基準適合判定（判定申請、証明申請） ※1つ選択

- ☐ 計画書 [様式第一（第一条第一項関係）]
- ☐ 変更計画書 [様式第二（第二条第 項関係）]
- ☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項の規定による計画通知書 [様式第十一（第七条第一項関係）]
- ☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第3項の規定による計画変更通知書 [様式第十二（第七条第 項関係）]
- ☐ 軽微変更該当証明申請書 [第16号様式（第17条関係）]

項目ID: 60

▼申請台帳登録について

- ・申請手続きの最初の準備として、申請台帳登録を行います。
- ・このフォームで「予定する申請日の週」を決定することで、申請台帳登録ができます。
- ・週ごとに、申請台帳に登録できる選択枠の数量が設定されています。
- ・登録できるのは、当月、翌月です。

▼「予定する申請日の週」の候補

- ・「予定する申請日の週」を決定する準備として、その候補を検索します。
- ・Q4～Q7申請台帳登録のカレンダーマークをクリックし、当月・翌月のカレンダーを表示させます。
- ・月曜日が選択できますので、そのどれかを選択すると、その週の選択枠（□）が複数表示されます。
- ・選択できる選択枠（□）があれば、「予定する申請日の週」の候補とします。

▼「予定する申請日の週」の決定、フォーム送信、申請台帳登録

- ・「予定する申請日の週」の候補の選択枠（□）をチェック（✓）して、「予定する申請日の週」を決定します。
- ・フォーム送信することで、申請台帳登録が行われます。

▼申請台帳登録番号

- ・フォーム送信完了後に、申請台帳登録番号が表示されます。番号を取得（記録）してください。
- ・「[R7設備係03]書類提出フォーム（有料）」Q1申請台帳番号の入力に使用します。
- ・「区役所窓口」での申請時の受付票発行に使用します。

▼申請台帳登録番号の無効

- ・「予定する申請日の週」に申請手続きを行わない場合は、申請台帳登録番号は無効となります。
- ・その際に、区への連絡は不要です。区は台帳記録を削除します。

▼区からのお願い

- ・計画的、余裕を持った申請をお願いします。
- ・円滑な申請手続き、審査事務へのご協力をお願いします。

Q4. 申請台帳登録 ①長期優良住宅（認定申請） 必須

項目ID: 58

※カレンダーから「予定する申請日の週」の月曜日を1つ選択します ※選択後、選択枠（□）が表示されます 必須



項目ID: 59

※1つ選択（選択枠（□））①

	1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
4月7日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐

	1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
4月13日 6～10	☐	☐	☐	☐	☐
4月13日 11～15	☐	☐	☐	☐	☐
4月13日 16～20	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 70

※1つ選択（選択枠（□））①

	1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
4月14日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
4月14日 6～10	☐	☐	☐	☐	☐
4月14日 11～15	☐	☐	☐	☐	☐
4月14日 16～20	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 71

※1つ選択（選択枠（□））①

	1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
4月21日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
4月21日 6～10	☐	☐	☐	☐	☐
4月21日 11～15	☐	☐	☐	☐	☐
4月21日 16～20	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 72

※1つ選択（選択枠（□））①

	1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
4月28日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
4月28日 6～10	☐	☐	☐	☐	☐
4月28日 11～15	☐	☐	☐	☐	☐
4月28日 16～20	☐	☐	☐	☐	☐

※1つ選択（選択枠（□））①

	1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
5月5日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
6～10	☐	☐	☐	☐	☐
11～15	☐	☐	☐	☐	☐
16～20	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 74

※1つ選択（選択枠（□））①

	1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
5月12日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
6～10	☐	☐	☐	☐	☐
11～15	☐	☐	☐	☐	☐
16～20	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 75

※1つ選択（選択枠（□））①

	1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
5月19日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
6～10	☐	☐	☐	☐	☐
11～15	☐	☐	☐	☐	☐
16～20	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 76

※1つ選択（選択枠（□））①

	1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
5月26日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
6～10	☐	☐	☐	☐	☐

		1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
申請日	11~15	☐	☐	☐	☐	☐
申請日	16~20	☐	☐	☐	☐	☐

Q5. 申請台帳登録 ②低炭素建築物（認定申請） 必須

項目ID: 62

※カレンダーから「予定する申請日の週」の月曜日を1つ選択します ※選択後、選択枠（□）が表示されます 必須



項目ID: 66

※1つ選択（選択枠（□））②

		1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
4月7日	1~5	☐	☐	☐	☐	☐
	6~10	☐	☐	☐	☐	☐
	11~15	☐	☐	☐	☐	☐
	16~20	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 81

※1つ選択（選択枠（□））②

		1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
4月14日	1~5	☐	☐	☐	☐	☐
	6~10	☐	☐	☐	☐	☐
	11~15	☐	☐	☐	☐	☐
	16~20	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 80

※1つ選択（選択枠（□））②

		1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
4月21日	1~5	☐	☐	☐	☐	☐
	6~10	☐	☐	☐	☐	☐

		1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
4月21日	11～15	☐	☐	☐	☐	☐
4月22日	16～20	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 79

※1つ選択（選択枠（□））②

		1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
4月28日	1～5	☐	☐	☐	☐	☐
4月29日	6～10	☐	☐	☐	☐	☐
4月30日	11～15	☐	☐	☐	☐	☐
5月1日	16～20	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 78

※1つ選択（選択枠（□））②

		1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
5月5日	1～5	☐	☐	☐	☐	☐
5月6日	6～10	☐	☐	☐	☐	☐
5月7日	11～15	☐	☐	☐	☐	☐
5月8日	16～20	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 77

※1つ選択（選択枠（□））②

		1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
5月12日	1～5	☐	☐	☐	☐	☐
5月13日	6～10	☐	☐	☐	☐	☐
5月14日	11～15	☐	☐	☐	☐	☐
5月15日	16～20	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 83

※1つ選択（選択枠（□））②

	1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
5月19日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
5月26日 6～10	☐	☐	☐	☐	☐
6月2日 11～15	☐	☐	☐	☐	☐
6月9日 16～20	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 82

※1つ選択（選択枠（□））②

	1,6,11,16	2,7,12,17	3,8,13,18	4,9,14,19	5,10,15,20
5月26日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
6月2日 6～10	☐	☐	☐	☐	☐
6月9日 11～15	☐	☐	☐	☐	☐
6月16日 16～20	☐	☐	☐	☐	☐

Q6. 申請台帳登録 ③省エネ法性能向上計画（認定申請） 必須

項目ID: 63

※カレンダーから「予定する申請日の週」の月曜日を1つ選択します ※選択後、選択枠（□）が表示されます 必須



項目ID: 67

※1つ選択（選択枠（□））③

	1,6,	2,7,	3,8,	4,9,	5,10,
4月7日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
4月14日 6～10	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 84

※1つ選択（選択枠（□））③

	1,6,	2,7,	3,8,	4,9,	5,10,
4月14日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
4月21日 6～10	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 85

※1つ選択（選択枠（□））③

	1,6,	2,7,	3,8,	4,9,	5,10,
4月21日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
6～10	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 86

※1つ選択（選択枠（□））③

	1,6,	2,7,	3,8,	4,9,	5,10,
4月28日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
6～10	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 87

※1つ選択（選択枠（□））③

	1,6,	2,7,	3,8,	4,9,	5,10,
5月5日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
6～10	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 88

※1つ選択（選択枠（□））③

	1,6,	2,7,	3,8,	4,9,	5,10,
5月12日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
6～10	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 89

※1つ選択（選択枠（□））③

	1,6,	2,7,	3,8,	4,9,	5,10,
5月19日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
6～10	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 90

※1つ選択（選択枠（□））③

	1,6,	2,7,	3,8,	4,9,	5,10,
5月26日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
6～10	☐	☐	☐	☐	☐

Q7. 申請台帳登録 ④省エネ基準適合判定申請 必須

項目ID: 64

※カレンダーから「予定する申請日の週」の月曜日を1つ選択します ※選択後、選択枠（□）が表示されます 必須



項目ID: 68

※1つ選択（選択枠（□））④

	1,6,11	2,7,12	3,8,13	4,9,14	5,10,15
4月7日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
4月14日 6～10	☐	☐	☐	☐	☐

4月21日 11～15	☐	☐	☐	☐	☐
-------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

項目ID: 91

※1つ選択（選択枠（□））④

	1,6,11	2,7,12	3,8,13	4,9,14	5,10,15
4月14日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
4月21日 6～10	☐	☐	☐	☐	☐

4月28日 11～15	☐	☐	☐	☐	☐
-------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

項目ID: 92

※1つ選択（選択枠（□））④

	1,6,11	2,7,12	3,8,13	4,9,14	5,10,15
4月21日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
4月28日 6～10	☐	☐	☐	☐	☐

5月5日 11～15	☐	☐	☐	☐	☐
------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

項目ID: 93

※1つ選択（選択枠（□））④

	1,6,11	2,7,12	3,8,13	4,9,14	5,10,15
4月28日 1～5	☐	☐	☐	☐	☐
5月5日 6～10	☐	☐	☐	☐	☐

	1,6,11	2,7,12	3,8,13	4,9,14	5,10,15
5月11日 11~15	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 94

※1つ選択（選択枠（□））④

	1,6,11	2,7,12	3,8,13	4,9,14	5,10,15
5月5日 1~5	☐	☐	☐	☐	☐
5月6日 6~10	☐	☐	☐	☐	☐
5月11日 11~15	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 95

※1つ選択（選択枠（□））④

	1,6,11	2,7,12	3,8,13	4,9,14	5,10,15
5月12日 1~5	☐	☐	☐	☐	☐
5月13日 6~10	☐	☐	☐	☐	☐
5月18日 11~15	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 96

※1つ選択（選択枠（□））④

	1,6,11	2,7,12	3,8,13	4,9,14	5,10,15
5月19日 1~5	☐	☐	☐	☐	☐
5月20日 6~10	☐	☐	☐	☐	☐
5月25日 11~15	☐	☐	☐	☐	☐

項目ID: 97

※1つ選択（選択枠（□））④

	1,6,11	2,7,12	3,8,13	4,9,14	5,10,15
5月26日 1~5	☐	☐	☐	☐	☐
5月27日 6~10	☐	☐	☐	☐	☐
5月31日 11~15	☐	☐	☐	☐	☐

Q8. 区への連絡事項

項目ID: 102

※任意記入

0 / 60000

申請台帳登録番号

項目ID: 22

{mm}{dd}{000}04



フォーム説明

項目ID: 2

▼準備中です。利用開始までしばらくお待ちください。

▼次に関連する書類の提出は、このフォームを利用して手続きを行ってください。

区事務手数料が設定されている認定（判定）申請が対象です。

- (1)長期優良住宅（長期優良住宅法）
- (2)低炭素建築物（エコまち法）
- (3)性能向上計画（建築物省エネ法）
- (4)省エネ基準適合判定（建築物省エネ法）

項目ID: 52

▼確認事項 ※①～⑤全て選択します 必須

- ☐ ①複数の手続きをまとめて行っていません。
- ☐ ②添付書類の形式はPDFです。文字や数字が読み取れるようにしています。
- ☐ ③書類様式が定められている場合は、それを使用しています。
- ☐ ④「[R7設備係02]申請準備の確認フォーム」で準備状態の最終確認を行い送信しました。そして、送信による申請台帳登録が完了し、申請台帳登録番号を取得しています。
- ☐ ⑤「予定する申請日の週」に、このフォームを送信します。

項目ID: 53

▼備考

- (1)このフォームでの申請者とは、電子申請サービス「LoGoフォーム」を利用して書類提出の手続き事務を行う方のことです。
- (2)送信後は申請状況（1「受付」、2「対応中」、3「補正依頼」、4「対応完了」）を随時照会できますので、確認してください。
- (3)区の事務処理が完了すると申請状況が「対応完了」となり、書類管理番号が発行されます。
- (4)書類管理番号は、区が書類を収受した証しとなるほか、後日にその書類を区に照会する際に必要となります。提出の記録として控え書類などと一緒に保管することをお勧めします。
- (5)書類選択の【通知あり】は「対応完了」時に区が通知書（区施行の通知書+申請者提出書類）を送付すること（通知メールあり）になっています。なお、【通知あり】の表示がない書類はそれを行いません。
- (6)書類選択の【副本返却】は「対応完了」時に区が提出書類を返却すること（通知メールあり）になっています。なお、【副本返却】の表示がない書類はそれを行いません。
- (7)書類様式、手続き方法は区ホームページをご覧ください。

項目ID: 56

送信後の申請状況照会（説明PDF）

項目ID: 55

▼大切なお知らせ

現在、通知書類の受取は「郵送」選択のみです。
通知書類受取用郵送資材を区に郵送ください。

▼担当

江戸川区 都市開発部 建築指導課 設備係

Q1. 申請台帳登録番号 必須

項目ID: 58

※9桁の数字 ※「[R7設備係02]申請準備の確認フォーム」送信完了時に表示されます 必須

120500104 ※準備中です。利用開始までしばらくお待ちください。

0 / 15

Q2. 申請者の情報 必須

項目ID: 10

氏名

氏 必須

0 / 64

名 必須

0 / 64

メールアドレス

メールアドレス 必須

0 / 128

メールアドレス (確認) 必須

0 / 128

Q3. 建築物の所在地 必須

項目ID: 45

※○丁目以後は省略とする 必須

江戸川区東小岩五丁目

0 / 60000

Q4. 申請の分類 必須

項目ID: 22

※①～④から1つ選択します ※選択後、分類の書類が表示されます 必須

- ☐ ①長期優良住宅（認定申請）
- ☐ ②低炭素建築物（認定申請）
- ☐ ③省エネ法性能向上計画（認定申請）
- ☐ ④省エネ基準適合判定（判定申請、証明申請）

項目ID: 48

▼Q4①長期優良住宅（認定申請） ※Q5PDFファイルの添付（アップデート）する書類を1つ選択 必須

- ☐ 認定申請書（新築/増築・改築） [第 号様式（第二条関係）]【通知あり】
- ☐ 認定申請書（新築/増築・改築） [第 号の二様式（第二条関係）]【通知あり】
- ☐ 認定申請書（新築/増築・改築） [第 号の三様式（第二条関係）]【通知あり】
- ☐ 変更認定申請書（新築/増築・改築/既存） [第三号様式（第八条関係）]【通知あり】
- ☐ 変更認定申請書（新築/増築・改築） [第五号様式（第十 条関係）]【通知あり】
- ☐ 変更認定申請書（新築/増築・改築） [第六号様式（第十三条関係）]【通知あり】
- ☐ 承認申請書（新築/増築・改築/既存） [第七号様式（第十四条関係）]【通知あり】

☐ 許可申請書 [第九号様式 (第十八条関係)] [通知あり]

項目ID: 49

▼Q4②低炭素建築物 (認定申請) ※Q5PDFファイルの添付 (アップデート) する書類を1つ選択 必須

☐ 低炭素建築物新築等計画認定申請書 [様式第五 (第四十 条関係)] [通知あり]

☐ 低炭素建築物新築等計画変更認定申請書 [様式第七 (第四十五条関係)] [通知あり]

項目ID: 50

▼Q4③省エネ法性能向上計画 (認定申請) ※Q5PDFファイルの添付 (アップデート) する書類を1つ選択 必須

☐ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書 [様式第二十七 (第二十条第一項関係)] [通知あり]

☐ 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書 [様式第二十九 (第二十六条関係)] [通知あり]

項目ID: 57

▼Q4④省エネ基準適合判定 (判定申請、証明申請) ※Q5PDFファイルの添付 (アップデート) する書類を1つ選択
必須

☐ 計画書 [様式第一 (第一条第一項関係)] [通知あり]

☐ 変更計画書 [様式第二 (第二条第一項関係)] [通知あり]

☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項の規定による計画通知書 [様式第十 (第七条第
項関係)] [通知あり]

☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第3項の規定による計画変更通知書 [様式第十二 (第七条
第 項関係)] [通知あり]

☐ 軽微変更該当証明申請書 [第16号様式 (第17条関係)] [通知あり]

Q5. PDFファイルの添付 (アップロード) 必須

項目ID: 4

申請書類一式 ※10MB×10個まで 必須



Q6. 区事務手数料の支払い 必須

項目ID: 59

※①～②から1つ選択します 必須

☐ ①「建築指導課 支払いフォーム」で、本日または翌日に支払い手続きをします。

☐ ②江戸川区役所第三庁舎建築指導課窓口で、本日または翌日に支払い手続きをします。

Q7. 区への連絡事項

項目ID: 60

※任意記入

0 / 60000



フォーム説明

項目ID: 2

▼次に関連する書類の提出は、このフォームを利用して手続きを行ってください。

区事務手数料が設定されていない申請（届出など）が対象です。

- (1)定期調査報告（特定建築物）
- (2)定期検査報告（防火設備、建築設備、昇降機等）
- (3)長期優良住宅（長期優良住宅法）
- (4)低炭素建築物（エコまち法）
- (5)性能向上計画（建築物省エネ法）
- (6)省エネ基準適合判定（建築物省エネ法）

項目ID: 52

▼確認事項 ※①～③を全て選択します 必須

- ☐ ①複数の手続きをまとめて行っていません。
- ☐ ②添付図書の形式はPDFです。文字や数字が読み取れるようにしています。
- ☐ ③書類様式が定められている場合は、それを使用しています。

項目ID: 53

▼備考

- (1)このフォームでの申請者とは、電子申請サービス「LoGoフォーム」を利用して書類提出の手続き事務を行う方のことです。
- (2)送信後は申請状況（1「受付」、2「対応中」、3「補正依頼」、4「対応完了」）を随時照会できますので、確認してください。
- (3)区の事務処理が完了すると申請状況が「対応完了」となり、書類管理番号が発行されます。
- (4)書類管理番号は、区が書類を収受した証となるほか、後日にその書類を区に照会する際に必要となります。提出の記録として控え書類などと一緒に保管することをお勧めします。
- (5)書類選択の【通知あり】は「対応完了」時に区が通知書（区施行の通知書+申請者提出書類）を送付すること（通知メールあり）になっています。なお、【通知あり】の表示がない書類はそれを行いません。
- (6)書類選択の【副本返却】は「対応完了」時に区が提出書類を返却すること（通知メールあり）になっています。なお、【副本返却】の表示がない書類はそれを行いません。
- (7)書類様式、手続きの方法は区ホームページをご覧ください。

項目ID: 56

送信後の申請状況照会（説明PDF）

項目ID: 55

▼大切なお知らせ

現在、通知書類の受取は「郵送」選択のみです。
通知書類受取用郵送資材を区に郵送ください。

▼担当

江戸川区 都市開発部 建築指導課 設備係

Q1. 申請者の情報 必須

項目ID: 10

氏名

氏 必須

名 必須

0 / 64

メールアドレス

メールアドレス 必須

0 / 128

メールアドレス (確認) 必須

0 / 128

Q2. 建築物の所在地 必須

項目ID: 45

※○丁目以後は省略とする 必須

江戸川区東小岩五丁目

0 / 60000

Q3. 申請の分類 必須

項目ID: 22

※①～⑤から1つ選択します ※選択後、分類の書類が表示されます 必須

- ☐ ①定期報告 (届出)
- ☐ ②定期報告 (改善完了)
- ☐ ③長期優良住宅 (届出)
- ☐ ④低炭素建築物 (届出)
- ☐ ⑤省エネ法性能向上計画 (届出)
- ☐ ⑥省エネ基準適合判定 (届出)

項目ID: 46

▼Q3①定期報告 (届出) ※Q4PDFファイルの添付 (アップデート) する書類を1つ選択 必須

- ☐ 建築物除却・使用休止届 [第8号様式の3 (第14条関係)]
- ☐ 建築物除却届 [江都建様式07]
- ☐ 建築物使用休止届 [江都建様式08]
- ☐ 建築物再使用届 [第8号様式の4 (第14条関係)]
- ☐ 特定建築設備等廃止・使用休止届 [第11号様式 (第16条関係)]
- ☐ 特定建築設備等廃止届 [江都建様式09]
- ☐ 特定建築設備等使用休止届 [江都建様式10]
- ☐ 特定建築設備等再使用届 [第11号様式の2 (第16条関係)]
- ☐ 建築物等の所有者等変更届 [第11号様式の3 (第16条の2関係)]
- ☐ 特定建築物定期報告対象外届 [江都建様式11]
- ☐ 特定建築設備定期報告対象外届 [江都建様式12]

項目ID: 47

▼Q3②定期報告 (改善完了、概要書閲覧、新規登録) ※Q4PDFファイルの添付 (アップデート) する書類を1つ選択 必須

- ☐ 改善完了報告書（特定建築物） [江都建様式13]
- ☐ 改善完了報告書（防火設備） [江都建様式14]
- ☐ 建築設備改善済報告書 [江都建様式15]
- ☐ 昇降機等改善工事完了届 [江都建様式16]

項目ID: 48

▼Q3③長期優良住宅（届出） ※Q4PDFファイルの添付（アップデート）する書類を1つ選択 必須

- ☐ 取下げ届 [第2号様式（第8条関係）]【副本返却】
- ☐ 許可申請取下げ届 [第2号様式の2（第8条の2関係）]
- ☐ 工事完了報告書 [第4号様式（第9条関係）]
- ☐ 状況報告書 [第5号様式（第9条関係）]
- ☐ 取りやめ届 [第6号様式（第10条関係）]【通知あり】
- ☐ 工事取りやめ届 [第6号様式の2（第10条の2関係）]【通知あり】

項目ID: 49

▼Q3④低炭素建築物（届出） ※Q4PDFファイルの添付（アップデート）する書類を1つ選択 必須

- ☐ 取下げ届 [第4号様式（第8条関係）]【副本返却】
- ☐ 新築等状況報告書 [第7号様式(第10条関係)]
- ☐ 建築取りやめ届 [第8号様式（第11条関係）]【副本返却】
- ☐ 工事完了報告書 [第9号様式（第12条関係）]
- ☐ 工事完了報告書 [第10号様式（第12条関係）]
- ☐ 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の規定による軽微変更該当証明申請書 [第12号様式（第14条関係）]【通知】

項目ID: 50

▼Q3⑤省エネ法性能向上計画（届出） ※Q4PDFファイルの添付（アップデート）する書類を1つ選択 必須

- ☐ 取下げ届 [第5号様式（第9条関係）]【通知あり】
- ☐ 新築等状況報告書 [第8号様式（第11条関係）]
- ☐ 建築取りやめ届 [第9号様式（第12条関係）]【副本返却】
- ☐ 工事完了報告書 [第10号様式（第13条関係）]
- ☐ 工事完了報告書 [第11号様式（第13条関係）]
- ☐ 軽微変更該当証明書（建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定による証明） [第18号様式（第18条関係）]【通知あり】

項目ID: 58

▼Q3⑥省エネ基準適合判定（届出） ※Q4PDFファイルの添付（アップデート）する書類を1つ選択 必須

- ☐ 建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書 [第11号様式の2（第14条関係）]

Q4. PDFファイルの添付（アップロード） 必須

項目ID: 4

申請書類一式 ※10MB×10個まで 必須



Q5. 区への連絡事項

項目ID: 57

※任意記入

0 / 60000

【必ずお読みください】注意事項をご確認の上、チェックを入れてください。

項目ID: 16

- ・建築指導課手数料専用のお支払い手続きです。
- ・決済手段はクレジットカードのみです。
- ・領収書は発行できません。領収書が必要な方、お急ぎの方は窓口でお支払いください。
- ・本手続き後すぐに仮申請完了メールが届きますが、この時点では決済は完了していません。仮申請完了メールに記載のパスワードは決済時に必要です。
- ・申請内容を確認後、お支払い内容確定メールが届きます。お支払い内容確定メールが届きましたら決済を行ってください。
- ・閉庁時間帯の場合、お支払い内容確定メールが届くまで数時間から数日お時間をいただきます。
- ・お支払い手続き完了メールが届きましたら、決済完了となります。

項目ID: 17

☐ お支払い手続きに係る注意事項の内容を了承し、支払手続きを行います。

Q1. 領収書は発行できません。領収書が必要な方は窓口申請でお願いします。 必須 項目ID: 34

☐ はい

Q2. 注意事項 必須

項目ID: 2

- ☐ 申請書受理及び手数料納付が確認できてから受付になります。
- ☐ 本フォームにより電子申請を行うときは電話で事前協議が必要です。
- ☐ まとめて申請・ 括申請はできません(1つの申請ごとに入力が必要です)

Q3. 連絡担当者氏名を入力してください

項目ID: 1

会社名

会社名 必須

0 / 64

会社電話番号

電話番号 必須

0 / 15

担当者

氏 必須

0 / 64

名 必須

0 / 64

メールアドレス 必須

0 / 128

メールアドレス (確認) 必須

0 / 128

Q4. 建築主の名前 必須

項目ID: 26

0 / 60000

Q5. 申請敷地の地名地番 必須

項目ID: 27

0 / 60000

Q6. 申請手続きを選択してください 必須

項目ID: 3

- ☐ 建築確認(長期優良住宅含む)
- ☐ 中間検査
- ☐ 完了検査
- ☐ 建築設備確認
- ☐ 建築承認(認定申請)
- ☐ 計画変更

Q7. 変更申請ですか(変更申請の場合は電話連絡にてご相談ください) 必須

項目ID: 6

- ☐ いいえ

Q8. 申請書及び必要書類を添付してください(1) 必須

項目ID: 4

一つのPDFにまとめてください 必須



Q9. 返却の方法(通知書の返却) 必須

項目ID: 30

許可通知書の返却方法を選択してください。 必須

- ☐ 窓口で受領

- ☐ 郵送で受領(受付け完了メールが届いてから、受け取り用として返送先を記入したレターパックを送付してください。なお、送付状(申請者・敷地地番・担当者の連絡先を記載したもの)を同封してください。

Q10. レターパックによる受領の注意事項 必須

項目ID: 33

- ☐ 発送日(ポスト投函日)は原則として審査結果登録通知メールが届いた当日です(窓口の混雑状況によっては、翌営業日午前中)。
- ☐ 許可通知書等の郵送事情による遅延や紛失について、当方はその責を負いません。

項目ID: 14

Q11. 申請手数料を入力してください(金額は江戸川区ホームページで確認できます) 必須

項目ID: 20

金額 必須

12,600 円

項目ID: 22

建築確認(長期優良住宅含む)

\$20

項目ID: 28

中間検査

\$20

項目ID: 23

完了検査

\$20

項目ID: 24

建築設備確認

\$20

項目ID: 25

建築承認(認定申請)

\$20

項目ID: 29

計画変更

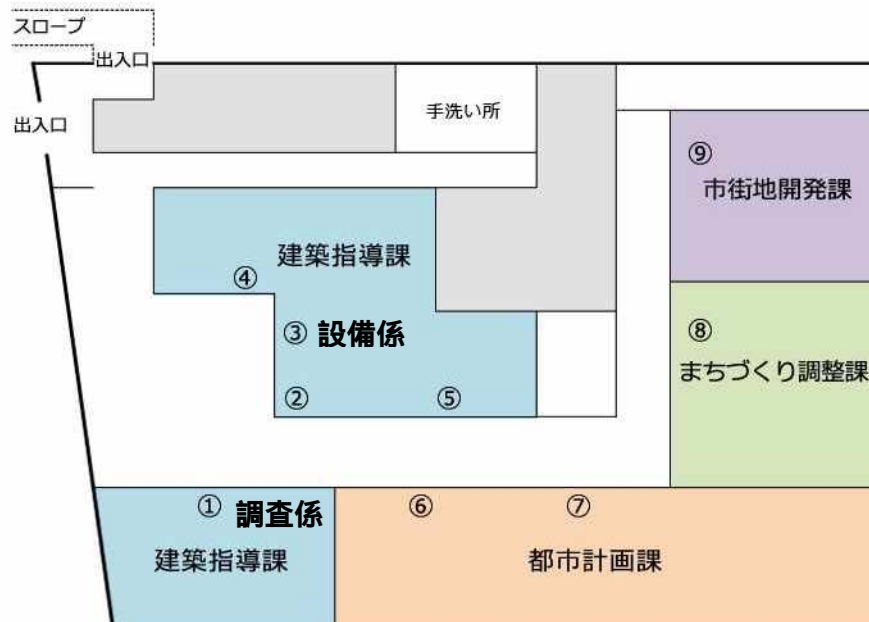
\$20

[資料 09]

江戸川区役所第三庁舎 1 階 建築指導課



第三庁舎1階



上図は区ホームページから抜粋

6 関連資料（リンク）



[リンク 001]
リーフレット
PDF（国土交通省ホームページ）



[リンク 002]
低炭素建築物認定制度関連情報
Web（国土交通省ホームページ）



[リンク 003]
登録住宅性能評価機関一覧
Web（住宅性能評価・表示協会）

電子版は、江戸川区ホームページの該当項目を参照ください。

江戸川区ホームページ>まちづくり・環境>建築に関すること>長期優良住宅・低炭素建築物



低炭素建築物認定申請の手引き（令和7年4月）

江戸川区都市開発部建築指導課設備係

電話：03-5662-0749

初版：令和7年3月

改定：令和 - 年 - 月